

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 6 年 10 月 31 日

広島県監査委員	小 林 秀 矩
同	山 下 智 之
同	門 前 智
同	三 田 利江子

第 1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
令和 6 年 9 月 2 日

3 請求の要旨

請求人から令和 6 年 9 月 2 日に提出された措置請求書及び事実証明書等の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) X 教育長の退任における送別会に関する業務について

広島県教育委員会総務課職員は、令和 6 年 2 月 13 日 10 時 1 分に「X 教育長の退任における送別会」（以下「本件送別会」という。）の開催についてのメールを、各県立学校の校長宛てに送付した。

このメールでは、各学校長に対し、3 月 28 日に予定されている X 教育長（当時）の退任における送別会の案内が記載されるとともに、関係職員や退職者への周知・案内、参加者取りまとめ及び参加者名簿の作成・提出を依頼している。

(2) (1) の違法性・不当性について

請求人が、本件送別会に関わる全ての文書について、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づく開示請求を行ったところ、教育委員会は行政文書不存在の決定をした。このため、請求人が教育委員会に対し審査請求

を行ったところ、教育委員会は令和6年7月26日付け弁明書において、本件送別会は、「当委員会の公式な行事ではなく、また、当該メール文を作成した総務課職員の職務に関するものではないため、条例第2条第2号の行政文書に該当しない。」と主張した。

教育委員会事務局職員及び県立学校長などの職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条が規定するように、「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされている。

勤務時間中に、業務遂行用に設定されている公的なメール送信システムを使用するなどして「職務上ではない」業務を遂行することは認められていないはずである。また、教育委員会の要請を受ける形であっても、県立学校長等は、勤務時間中に「公式な行事ではない」教育長の送別会について、周知・案内、参加者取りまとめ、参加者名簿の作成・提出などの作業を行うことも容認されるべきではない。

そのため、本件送別会の業務に関係した職員は、職務専念義務に違反して勤務時間中に、職務外の業務に従事していたと判断せざるを得ず、給与を受けながら「職務外の業務」に一定の時間を費やしたことになり、給与負担者である県に甚大な損害を与えたといふべきである。

4 講ずべき措置について

本件送別会に関わる業務を行った職員及びこれらの職員に業務を命じた者並びに各所属において参加案内、参加者の取りまとめ及び教育委員会への報告等を行った者に対し、当該業務に従事した時間に対応する賃金相当額の損害賠償請求又は支払い命令を行うこと。

5 請求の要件審査等

本件住民監査請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 本件送別会に関する業務は違法又は不当なものであったか。
- (2) 県に財産上の損害が発生したか。

2 証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和6年9月30日に、請求人の陳述の聴取を行っ

た。

請求人は、本件請求を行った理由等について陳述した。

また、陳述の際、法第242条第8項の規定に基づき教育委員会事務局を立ち合わせた。

請求人は、意見陳述の中で、次のように述べた。

(1) 本件送別会に関する業務について

前教育長の退任にあたり、6年の長きに渡って、広島県教育長を務めてきたことに對する感謝や慰労を表することに疑問は持っていない。

同時に、6年間の教育長としてのありようについて、少なくない人が疑義なり意見なりを持っていることを受け止めた対応が求められたのではないかと。

本件送別会には200人程度の参加があったと聞いており、メールを使った案内や電話、郵便などを使った案内が行われたことも考えられる。また、案内を受けた校長の中には、参加者の取りまとめ等を行うとともに、教育委員会への連絡を行っている者もいると考えられる。教育委員会事務局では、参加者名簿の作成も行われていると思われ、これらはかなりの分量の作業と推測される。

これら一連の準備作業が、教育委員会事務局の職務上の指揮命令系統を度外視して行われたとは考えられない。個人的な請求をするつもりはなく、実際の責任を負う職員を特定し、必要な措置が講じられることを期待する。

本件送別会についての文書に係る行政文書開示請求に対し、教育委員会は職務ではないとして、職務上作成した文書は不存在とした。

教育委員会は、本件送別会についての業務は職務として行ったものではないという立場に固執し、県民に保障されている当然の権利さえ侵害する対応をしている。

地方公務員には、地方公務員法第35条により職務専念義務が課せられており、職務のみに従事することを義務付けられた職員の行為を、教育委員会自身が職務ではないと、ことさらに主張しているのが本件である。

(2) 財産上の損害について

本件送別会に付随する多くの業務が相当人数の職員によって行われたことは容易に推測される。職務専念義務を課せられた教育委員会職員が勤務時間中に職務ではないことをしていたと教育委員会が公的に主張している以上、職務専念義務を逸脱して、職務でない業務に携わっていたとされる時間に係る給与の返還、損害賠償の請求が行われてしかるべきである。

3 監査の対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和6年9月30日に教育委員会に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 本件送別会に関する業務について

本件送別会は、6年間教育長を務めたX氏の送別の会である。行事の内容に公的な要素がないこと、参加は個人判断であり、開催経費も参加者から徴収する会費で賄われていることから、有志による私的な行事であると考えている。

職員の対応状況については、教育長の送別会であることから、教育委員会の庶務を所掌する総務課の一部の職員が開催業務を行ったものである。

本件送別会は公的なものではないが、教育長として6年間務めたことからすれば、業務上関連があるものと考えている。

また、勤務時間中に職場の懇親会の打ち合わせなど業務と関係のない会話等を行うことは、業務上の円滑な人間関係の形成、維持のために必要となる側面も否定できないという判例もあることから、送別会の開催業務を行うことも社会通念上、一定程度は許容されるものである。

総務課では、管理職を含め6名の職員が対応した。勤務時間内に開催の案内、参加者の取りまとめを、勤務時間外に会場予約、配布資料の作成、会場受付などを行った。

勤務時間内の作業については、総務課職員4名が開催の案内と参加者の取りまとめを行い、総務課長と秘書広報室長が、それらの内容確認及び開催当日の欠席連絡に伴う資料の調製などを行った。

推計作業時間は、総務課職員Aが、開催案内のメール作成に3分、参加者の取りまとめに18分、事務局内参加者からの会費の受領に1分、当日配布した名簿の印刷に1分の合わせて23分。総務課職員B並びに総務課職員Cが、参加者の取りまとめに18分、事務局内参加者からの会費の受領に1分の合わせて19分。総務課職員Dが、開催案内の内容の確認に3分、事務局内参加者からの会費の受領に1分の合わせて4分、総務課長が、開催に係る打ち合わせに5分、開催案内の内容の確認に3分の合わせて8分、秘書広報室長が、開催に係る打ち合わせに5分、開催案内の内容の確認に5分、開催当日の参加者の変更に伴う資料の調製に15分の合わせて25分となっている。最も作業時間が長いもので25分、短いもので4分であった。

開催案内を受けた学校等における対応は、参加者の回答程度であり、生じる負担はわずかだったと考えている。

また、総務課職員は、自席で作業を行っており、職場を離脱していたわけではなく、通常の業務における電話対応や来庁者対応を並行して行うことができた状況であり、上司の指揮命令下に置かれていたと考えている。学校の現場では、主に校長等の管理職により対応されたものと考えているが、同様に職場を離れて行っていたものではない。

そのため、業務を行った場所、要した時間などの対応状況から、本来の業務に支障が生じることはなく、社会通念上も許容される範囲であったと考えている。

(2) 財産上の損害について

職員に職務専念義務違反があるとまでは言えず、職員に給与の返還を求める必要はなく、県に財産上の損害は発生していない。

第3 監査の結果

1 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 本件送別会について

前教育長は、6年間教育長として務め、令和6年3月31日をもって退任した。

退任にあたり、有志が本件送別会の開催を企画し、3月28日に開催することになった。この会は、参加は任意であり、開催費用は参加者から徴収する会費により賄うものであった。また、本件送別会について、4月19日に開かれた広島県議会文教委員会において、総務課長が教育委員会の公式な行事ではない旨を答弁している。

(2) 本件送別会の準備について

令和6年2月13日の勤務時間内に総務課職員により、各学校、市町教育委員会などに対し、本件送別会の開催案内が総務課のメールアドレスから送付された。内容は、本件送別会を開催することを通知するとともに、関係職員や退職者への周知・案内及び参加者名簿の作成・提出を依頼するものであり、総務課内で参加者の取りまとめ、資料の調製等を行った。また、各学校では主に校長が対応を行った。

総務課内では、総務課長、秘書広報室長のほか、職員4名により、準備作業を分担して行った。教育委員会の推計によると、勤務時間内の作業時間は、6名で合計98分であった。

(3) 本件送別会の開催について

本件送別会は、予定どおり令和6年3月28日18時から開催され、参加者は200人程度であった。

(4) 行政文書開示請求について

請求人は、令和6年4月13日付けで教育委員会に対し「「X教育長の退任における送別会」に関わるすべての文書」について開示請求を行った。請求に対し、教育委員会は4月30日付けで行政文書不存在通知を行った。

請求人は、この決定を不服として、5月8日付けで教育委員会に対し審査請求を行った。これに対し、教育委員会は7月26日付け弁明書において、本件送別会は教育委員会の公式な行事ではなく、総務課職員の職務に関するものではないため、条例第2条第2号の行政文書には該当しない旨を主張した。

なお、監査実施時点において、この審査請求は手続中であり、結論は出ていない。

2 判 断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように

判断する。

(1) 本件送別会に関する業務は違法又は不当なものであったか

請求人は、自身が行った行政文書開示請求において、教育委員会が、本件送別会は教育委員会の公式行事ではなく、本件送別会に関する業務を職務外のものとしていることから、一連の業務は地方公務員法第35条に定める職務専念義務に反すると主張している。

地方公務員法第35条には「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い」とあるが、これは文字どおりの「すべて」ではなく、「常識的にみてその者の有する能力を最大限に発揮せよ」ということであり、勤務時間および注意力のすべてを物理的に職場や職務に拘束するという意味ではないであろう」（「新版逐条地方公務員法」）とされている。

最高裁昭和57年4月13日判決における補足意見では、労働者の職務専念義務について「労働者が労働契約に基づきその職務を誠実に履行しなければならないという義務であつて、この義務と何ら支障なく両立し、使用者の業務を具体的に阻害することのない行動は、必ずしも職務専念義務に違背するものではないと解する。そして、職務専念義務に違背する行動にあたるかどうかは、使用者の業務や労働者の職務の性質・内容、当該行動の態様など諸般の事情を勘案して判断されることになる。」と述べている。

教育行政をはじめ、職員は行政の各業務を所管する職場の一員として職務を遂行しており、職務遂行にあたり、職場の人間関係は良好であることが望ましく、職場の歓送迎会や懇親会などに関する業務を行うことも、本来の業務に支障が生じない限りにおいて、一定程度許容される余地はあると考えられる。

本件送別会は、6年間教育長を務めた前教育長の退任に伴うものであり、業務上の関連も認められることから、本来の業務に支障が生じない限りにおいては、本件送別会に関する業務を行うことが直ちに違法又は不当なものとはまでは言えない。

教育委員会では、総務課で勤務時間内に本件送別会に関する業務に要した時間を、6人で合計98分と推計し、また、当該業務は総務課内で行われ、当該業務を行っている間も上司の指揮監督下であり、本来業務に係る電話対応や来庁者対応を並行して行うことができた状況であったことなどから、本来業務に支障が生じることはなかったと主張しており、監査を実施した限りにおいて、本来の業務に支障が生じたとは認められなかった。

また、各学校等における業務は、主に校長等が職場内で行い、同様に本来業務に適宜対応できる状況であったと考えられる。

これらのことから、本件送別会に関する業務は、職務専念義務に違反した違法又は不当なものとはまでは言えない。

(2) 県に財産上の損害が発生しているか

請求人は、本件送別会の業務に関係した職員は、職務専念義務に違反して勤務時間中

に、職務外の業務に従事し、給与を受けながら「職務外の業務」に一定の時間を費やしたことになり、給与負担者である県に甚大な損害を与えたと主張する。

しかし、上記で述べたとおり、本件送別会に関する業務は、職務専念義務に違反した違法又は不当なものとはまでは言えないことから、県に財産上の損害が発生しているとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第 242 条の規定により棄却する。